

7-(1)	遠隔医療に関わる規制の見直し
要望の視点	3. 規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>医師法第20条、歯科医師法第20条、医政局長通知(医政発第0331020号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成15年3月31日)、薬事法施行令、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条、医政発第0726005号 平成17年7月26日 厚生労働省医政局長通知、健康保険法および厚労省告示「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」</p>
要望の具体的内容	<p>「規制・制度改革に係る対処方針について」(2010年6月18日閣議決定)の方針に基づき、2010年度中に遠隔医療の対象を拡大する考え方を明確化するとともに、医師法上で遠隔医療の定義を追記明示すべきである。診療報酬、遠隔医療に用いる機器の承認・分類についても、遠隔医療を踏まえた制度設計を早急に行うべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>医師法第20条、歯科医師法第20条によって、医師ならびに歯科医師は、自ら診察を行い、対面で業務を行うことが義務付けられている。「遠隔診療」については、厚生労働省通達「情報機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正において、近年の情報通信機器の技術開発・向上に伴い、一定の条件の下、遠隔医療に対し緩和が図られてきているものの、原則は対面診療となっており、遠隔医療の対象は、在宅難病患者等、決められた医療分野で、かつ一部の僻地や離島などに限られている。</p> <p>また、遠隔医療を行う際に用いる機器が薬事法上の「医療機器」に該当するか不明確な場合がある。</p> <p>遠隔医療については、既に産・学・自治体によって実証実験が繰り返し行われ、一定のエビデンスも挙がっている。これまでに挙げた資産を最大限活用するとともに、新たな観点からモデル研究を進め、制度設計をオープンな形で行うべきである。</p> <p>「規制・制度改革に係る対処方針について」(2010年6月18日閣議決定)では、「遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。〈遠隔医療が認められ得るべき要件については平成22年度中措置、処方せんの発行にかかる考え方については平成23年度中に結論〉」「診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。〈診療報酬改定のタイミングで随時〉」との方針が示された。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

7-(2)	レセプトのオンライン化の推進
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成18年厚生労働省令第111号)</p> <p>「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行等について」厚生労働省保険局長通知(保発1125第4号平成21年11月25日)</p>
要望の具体的内容	<p>義務化免除規定および義務化猶予規定等を見直し、レセプトオンラインの原則義務化を推進すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>平成17年「医療制度改革大綱」の内容を踏まえ、平成18年には省令により審査・支払の迅速化や審査の精緻化・公平性の担保のため、レセプトオンライン化が進められてきた。</p> <p>しかし、平成21年11月26日施行の省令により、義務化免除・義務化猶予等の措置が行われた。</p> <p>傷病名と医療行為のリンク付けの検討、傷病名コード統一の推進、診療行為年月日の記載等、レセプト様式の見直しを行うためにはレセプト請求のオンライン化が必要不可欠である。</p> <p>また、厚生労働省「医療サービスの質の向上のためのレセプト情報等の活用に関する検討会」報告書(平成20年1月30日)でも、「わが国全体の施策のあり方を検討する上では、すべての対象者のデータを把握した上で分析を行う必要がある。」と指摘している。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 保険局総務課 保険システム高度化推進室

7-(3)	一般用医薬品の通販規制の撤廃
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>薬事法第36条の5及び第36条の6  薬事法施行規則第15条の4(第142条において準用する場合を含む。)、第159条の14、第159条の15及び第159条の16  薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第23条から第28条  薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令</p>
要望の具体的内容	<p>一刻も早く安全かつ平等に医薬品を供給するための制度設計について科学的根拠に基づく議論を開始し、第3類以外の一般用医薬品についても広く通信販売が可能となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>一般用医薬品の通信販売を行う薬局・店舗では、これまでも、安全・安心に供給する仕組みを自主的に整備してきた。安全確保のための業界ルール案は昨年の舛添厚生労働大臣(当時)主催の検討会ですでに示されている。しかし、昨年6月1日に施行された厚生労働省が定める省令により、従来適法に行われていた一般用医薬品の通信販売は、「対面の原則」のもと、一部の例外を除き全面的に禁止された。一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者にも多数寄せられており、販売継続を求める署名も150万を超えている。国民の健康の維持を図る観点からは、全ての国民に平等に安全に医薬品が届けられることが前提であり、消費者の利便性が高い通信販売を含めた形で供給体制を構築すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局総務課

7-(4)	処方箋の電子化と制度運用の可視化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号)
要望の具体的内容	調剤を行うために患者等に交付される処方箋の電子化と制度運用を可能とすべきである。
規制の現状と要望理由	<p>薬局で調剤を行うために患者等に交付する処方箋(院外処方箋)については、「民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(e-文書法)の適用対象外とされている。</p> <p>処方箋を電子化することによって、薬局での疑義照会や後発医薬品への変更、さらには処方箋情報の変更の医師による確認等が容易に行えるようになる。医療機関・薬局間の情報共有にとどまらず、医療情報分野全体の電子化を推し進める上での中核的な施策であるとも言える。</p> <p>また、ネットワーク化を併せて推進することで、他医療機関での投薬情報を容易に把握することができ、薬の飲み合わせ・投与量による事故や薬の不法所得の防止などにも寄与すると考えられ、処方箋の電子化を推進することによる国民的なメリットは大きい。</p> <p>「規制・制度改革に関わる対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)では、「適切な仕組みをモデル的に実証し、検証した上で取り組む予定」とある。今後の取り組み予定については、具体的な工程表を策定し、措置の期限を明らかにすべき。</p> <p>なお、厚生労働省の有識者検討会(医療情報ネットワーク基盤検討会)では、「処方せん等の電子化について」(平成20年7月)を報告書として取りまとめ、法解釈の変更を含めた課題整理がなされたが、その後の検討が中断した。このような経緯も踏まえ、早急に対応を進めるべき。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医政局、医薬食品局、保険局

7-(5)	医療情報外部保存と2次利用に関する法整備
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	医療法(昭和23年法律第205号)第21条、第22条及び第22条の2に規定されている診療に関する諸記録
要望の具体的内容	<p>①診療録およびそれらに付随する記録の院外への外部保存を容認することを、個人情報保護法のみでなく、医療法内で法制化したうえで、罰則を設けるなどの法整備が必要である。</p> <p>②診療録およびそれらに付随する記録を匿名化した上で2次利用することを許可することを法律に明記すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>診療録およびそれらに付随する記録から疫学的な要素を抽出し、疾病の流行に対する施策等を効率的に促すため、健康情報活用基盤を構築する必要がある。現在は、医療情報の外部保存はガイドラインのみ表記されており、個人情報を取り扱う上での罰則等がない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

7-(6)	医薬品の承認、一変承認及び軽微変更届における手続きの電子化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	薬事法(法律には、申請手段に関する規定はない)
要望の具体的内容	<p>現在は書面が正の扱いであるが、電子情報を正とし、インターネットを利用したオンライン申請のみでの申請を認めるべきである。また、オンライン申請の手続きの簡便化を図るべきである。</p> <p>これが実現すると企業において、承認書の保管の面では、紙の老朽化や保管スペースの課題が解決できる。また、FDと書面を行政当局へ持参するといった人的な負担も削減できる。</p>
規制の現状と要望理由	<p>医薬品の承認申請、承認事項の一部変更承認申請(一変承認)及び、承認事項の軽微変更届は、平成9年よりフロッピーディスク(以下、FD)及び書面(書面が正)での申請が行われている。インターネットを通じたオンライン承認申請も可能とされているが、オンライン申請した場合でも、書面(紙)の郵送が求められるため、企業にとってメリットがなく、オンライン承認申請はほとんど利用されていない状況にある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局審査管理課

7-(7)	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	地方税法第41条 地方税法第317条の6、第321条の4・5・6、地方税法施行規則第2条、第10条
要望の具体的内容	<p>住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において2011年度内に電子的に行えるようにすべきである。これにより、(1)給与支払報告書の提出窓口の一本化、(2)企業に対する税額通知書の電子化(希望する企業には、1企業に1つの電子データでの提供)、(3)各種異動手続きのオンライン化、(4)各種様式のフォーマット(項目)の全国統一、等を実現すべきである。</p> <p>また、個人への特別徴収税額通知方法も電子化を図るべきである(本人がオンラインで税額等を参照する仕組みの構築等)。</p>
規制の現状と要望理由	<p>国民の声第1回に対する措置の概要において、「電子申告、給与支払報告書等の電子的提出、給与支払報告書等の提出窓口一元化、特別徴収税額通知の電子化、異動手続きのオンライン化、各種様式の統一フォーマット対応等については、全地方団体のうち835団体(前記のサービスの一部のみ対応している団体を含む)で可能となっている」「全都道府県及び全市区町村がエルタックスに接続したことから、総務省としては、今後は電子申告等のサービスの普及拡大を重点的に取り組む」とされている。</p> <p>現在、給与支払い報告書および特別徴収税額決定通知書の電子媒体での授受は、各自治体によって可否が異なるため、給与所得者(従業員)の居住地が複数の自治体にわたる企業では、電子的に一括処理ができず、結果的に紙媒体で処理している。このため、企業と行政双方にとって非効率であり、入力ミス等による誤徴収の恐れもある。</p> <p>納税者個人に対する特別徴収税額決定通知書は、現在、紙で通知することとなっているが、各自治体ごとにフォーマットが異なり、企業が納税者(従業員)に再配布する作業は、非常に煩雑になっている。通知書には企業が把握していない所得などのプライバシー情報も記載されているためセキュリティ面での課題もある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治税務局、各地方自治体

7-(8)	電子帳簿保存の承認要件の緩和
要望の視点	3. 規制・制度の廃止や見直し
規制の根拠法令	電子帳簿保存法
要望の具体的内容	<p>電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。</p> <p>電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも、電子的保存を促進する観点で法を見直すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>電子帳簿保存法では、会計システムや関連業務システムにおける明細データを電磁的に記録し保持すること、会計関連データの訂正・加除履歴の保持や検索性を確保することなど、電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格で、コストを伴うものとなっており、企業の税務関係書類の電子化が阻害されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国税庁

7-(9)	全地方自治体における法人地方税の電子申告・届出(eLTAX)の可能化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	地方税法
要望の具体的内容	<p>法人側における資料作成業務の効率化のため、全ての地方自治体において法人地方税の電子申告・届出(eLTAX)を導入すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>一部の自治体では未だeLTAXによる法人の県民税、市民税の申告・届出が導入されていない。全ての地方自治体でeLTAXが導入されなければ、紙と電子が混在することになり、企業の業務効率化に繋がらないため、大企業は、紙ベースで申告・届出を行っている。</p> <p>「国民の声第1回」に対する措置の概要において、「電子申告、給与支払報告書等の電子的提出、給与支払報告書等の提出窓口一元化、特別徴収税額通知の電子化、異動手続きのオンライン化、各種様式の統一フォーマット対応等については、全地方団体のうち835団体(前記のサービスの一部のみ対応している団体を含む)で可能となっている」「全都道府県及び全市区町村がエルタックスに接続したことから、総務省としては、今後は電子申告等のサービスの普及拡大を重点的に取り組む」とされているが、法人地方税に係る申告・届出が全ての自治体において電子的に可能となるようにすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	各地方自治体

7-(10)	e-Taxによる消費税申告手続の改善
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令
要望の具体的内容	紙の申請書と同様に、電子の申請の際も予め必要事項が入力されるよう、早急にe-Taxの消費税申告納税手続の改善を図るべきである。
規制の現状と要望理由	<p>消費税の中間申告書の作成において、税務署より送られてきた紙の申告書には必要事項(金額等)が予め記入されており、内容に間違いがないことを確認すれば、金融機関に持ち込むだけで事務手続きが完了する。しかし、e-Taxを利用して電子で申告する場合は毎月申告内容を全て入力し直す必要があり、事務手続きが煩雑である上に入力ミスリスクも生じる。したがって、税務署より送付されてくる紙の申告書を使用した方が事務手続きが容易であるため、紙で申告しているのが現状である。</p> <p>2009年あじさい対応再検討要請への対応策として、政府より、「中間納付税額」を自動的に申告書の該当欄に表示するシステムは、平成23年4月までのリリースを目指しているとの回答があったが、早急に新システムに移行すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国税庁

7-(11)	償却資産税申告の電子化
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	地方税法
要望の具体的内容	<p>償却資産税の申告を、全国的に電子データで一括して行えるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>償却資産税の電子申告が全ての市町村で出来ないため、システム対応できず、結局、全て紙での申告となっている。ある企業においては、申告箇所が約500、申告書枚数が約8,000枚と、膨大な作業が生じている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国税庁

7-(12)	航空機燃料税申告の電子化(e-Tax)
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	なし
要望の具体的内容	航空機燃料税申告・納税に関し、早急に「e-TAX」を利用出来るようにすべきである。
規制の現状と要望理由	航空機燃料税の申告納付に関しては、e-Taxの対象になっていないため、毎月紙媒体で航空機燃料税申告を行っており、業務効率が改善されない。
制度の所管官庁及び担当課	国税庁

7-(13)	デジタル教科書を前提とした仕組みの構築
要望の視点	3. 規制・制度の廃止や見直し
規制の 根拠法令	教科書の発行に関する臨時措置法(文部科学省)
要望の 具体的内容	デジタル教科書を前提とした仕組みを構築するべきである。
規制の現状と 要望理由	現在は、教科書の発行に関する臨時措置法に基づく、紙の教科書を前提とした制度になっていて、デジタル教科書の仕組みが無い。
制度の所管官庁 及び担当課	文部科学省

7-(14)	指導要録のデジタル化に関する運用規則の定義
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	学校教育法施行規則 第二十四条 2項、及び3項
要望の 具体的内容	指導要録のデジタル化に関する運用規則を定義すべきである。
規制の現状と 要望理由	指導要録のデジタル化については、学校教育法上明記されておらず、慣習上、児童等の進学、転学時における指導要録の引き継ぎの際に「記録用紙に押印する」必要があるため、進んでいない。
制度の所管官庁 及び担当課	文部科学省初等中等教育局

7-(15)	学校で保管する情報の保管場所に関する運用規則の改正
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	学校教育法施行規則 第二十八条
要望の具体的内容	<p>学校において備える情報の保管場所について、クラウドコンピューティングなど外部のサーバーやシステムを利用した学校業務・情報管理を前提とした運用規則を示すべきである。</p> <p>*クラウドコンピューティングとは、ユーザが必要とする情報サービスを、外部のネットワークを通じて提供すること</p>
規制の現状と要望理由	<p>学校で保管する情報については、学校教育法施行規則では、以下のように定められており、「学校において備えなければならない表簿」という規定が、クラウドコンピューティング等を活用した情報管理を阻害する可能性がある。</p> <p>学校教育法施行規則 第二十八条</p> <p>学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 学校に関係のある法令</li> <li>二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌</li> <li>三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表</li> <li>四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</li> <li>五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿</li> <li>六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録</li> <li>七 往復文書処理簿</li> </ol> <p>(以下省略)</p>
制度の所管官庁及び担当課	文部科学省初等中等教育局

7-(16)	各教科の指導におけるICT活用の効果等の学習指導要領への明記
要望の視点	4.その他
規制の 根拠法令	学習指導要領
要望の 具体的内容	<p>各種学校教育において、ICT活用を柔軟に行えるよう、学習指導要領においてICT活用の効果や目的、使用例等について記載を加えるべき。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>各教科の指導におけるICT活用は、学習指導要領において特に記載がないため、教師が柔軟にICTを活用することができない。各教科の指導においてICTを活用する効果、目的、使用例等を示すことにより、より効果的な教育のための柔軟なICT活用を行うことが可能。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	文部科学省初等中等教育局

7-(17)	環境確保条例に関わる届出申請の電子化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	東京都条例施行規則第34号
要望の具体的内容	<p>東京都環境確保条例に関する諸申請について一括してインターネットで行われるようにすべきである。</p> <p>また、国と都で情報を共有することにより、省エネ法と都環境確保条例の重複を解決するべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>環境確保条例に関する届出申請にあたっては、事業所単位に東京都環境局へ提出する必要があるが、平成22年度からの新制度においては、基準排出量申請及び地球温暖化対策計画書提出が必要になった。</p> <p>環境確保条例に伴う主たる届け出には、使用量及び地球温暖化対策計画書の届け出があるが、条例改正に伴い、該当テナントがあった場合、特定テナント等地球温暖化計画書を併せて提出する必要性が生じ、削減義務率達成の為に自所削減以外のクレジット取引等が発生している。各種届け出及びクレジット取引を電子化することにより、事務負担の大幅な軽減と金額等の誤記載防止等につながる。</p> <p>なお、環境確保条例に基づく届け出の内容と、省エネ法に基づく定期報告の内容は、実質的に重複する部分が多く、都内の事業所では二重の業務となっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	—

7-(18)	データセンター環境規制に関する基準の統一化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の 根拠法令	各自治体の環境規制条例(東京都環境確保条例など)
要望の 具体的内容	<p>単純に事業所(者)毎の環境負荷削減というローカルミニマムを目的とした規制ではなく、機能の集約化による社会全体での環境負荷低減を促進するような規制のあり方に転換すべきである。また、国と自治体、自治体間の基準や規制事項を統一すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>データセンター事業は、機能集約を行い、一カ所で効率的に運営する方が、社会全体として環境負荷は低減できる。東京都環境確保条例など自治体ごとに環境規制が講じられつつあるが、国の基準や自治体間での不整合が見られ、特にデータセンター事業のような集約効果の高いビジネスの立地選択に悪影響を与える懸念がある。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	自治体間の統一化について総務省、環境規制に関しては環境省

7-(19)	住民基本台帳ネットワークの利用業務拡大および民間事業者での利用
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	住民基本台帳法第11条、11条の2、12条、12条の2、30条の7
要望の 具体的内容	<p>十分なセキュリティ対策や利用機関・業務の認定制度を整備することを前提に、個人年金保険支払など準公的業務を行う民間事業者においては、厳密な現況確認を行うため、住民基本台帳ネットワークの利用拡大を図る。</p> <p>また、国民が、行政が保有する国民自らの情報(住所等)については、本人の了解のもと、民間事業者や他分野での利用ができる仕組みを整備することにより、国民の手続き負荷が軽減されるだけでなく、自治体や民間事業者の事務が効率化し、行政コスト・事業コストの低減を図ることができる。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>住民基本台帳(住民基本台帳ネットワーク)の利用機関・業務は、行政事務に限定されており、社会インフラとして十分に活かしきれていない。</p> <p>また、生命保険会社の業務においては、以下のような事象が生じている。</p> <p>ア)個人年金保険支払時の被保険者の生存確認の観点から、年金受取人が市区町村長証明印を受けた「現況届」を生命保険会社に毎年提出する必要があるが、高齢の年金受取人にとって大きな負荷となっている。</p> <p>イ)顧客の転居等に際し住所変更の届出がない場合、顧客への重要な連絡・案内等を行うために市区町村への照会を実施しているが、相当の時間やコストが生じている。</p> <p>公的年金の支払にあたっては、日本年金機構(旧社会保険庁)は、平成18年10月より、住民基本台帳ネットワークの利用が認められ、年金受給者による「現況届」の送付・返信手続きが原則不要となっている。</p> <p>「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)のⅡ. 2. において、「民間事業者による行政情報の利用・活用について、住民の手続負担の軽減、行政及び事業者の事務効率化等を図る観点から、国民ID制度の検討とあわせ、民間IDとの連携の可能性について検討し、結論を得る。(平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論)」とされているが、早急に検討を開始し、23年度中に結論を得て措置すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	内閣官房情報通信技術(IT)担当室 総務省自治行政局

7-(20)	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第1条、3条4項、17条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第6条、犯罪による収益の移転防止に関する法律、古物営業法第15条、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則
要望の具体的内容	<p>公的個人認証サービスに、十分なセキュリティを確保し、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認(実在確認)ができる仕組みについて、これまでの検討も踏まえ、2010年度中に結論を得て、整備すべきである。</p> <p>また、電子証明書の記録媒体は、住基カードに限定せず、民間で普及が進む携帯電話端末やFeliCa等のICカードなどに拡大することにより、民間の新たなビジネスの創出も期待される。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現在、公的個人認証サービスは、行政業務の利用に制限されているが、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、民間事業者における電子的な本人確認手段として、公的個人認証サービスの電子署名を指定したものがあり、矛盾した状況である。</p> <p>また、公的個人認証サービスの利用範囲を金融機関での口座開設やクレジットカードの新規発行など電子商取引まで拡大するためには、リアルタイムでの本人の認証・確認(実在確認)が行える仕組みが必要とされている。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(2010年9月10日閣議決定)では、「公的個人認証サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。」とされている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣官房情報通信技術(IT)担当室 総務省 警察庁

7-(21)	電子署名法における利用者の真偽の確認の方法
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条
要望の具体的内容	<p>法人利用に係る電子証明書の利用申込における利用者の真偽の確認は、住民票の写し等の公的機関が発行する個人情報証明書類に依らず、登記事項証明書等にて証明される法人代表者が、利用者を文書で証明するなどの方法にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>民間では、法人内で利用する組織長印の電子版として、認定認証事業者が発行する電子証明書を活用している。</p> <p>認定認証事業者が発行する電子証明書の利用申込には、利用者の真偽の確認のために、組織長個人の、公的機関が発行する個人情報を証明する書類(住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本、登録原票記載事項証明書の提出、及び、利用申込と同時にを行う方法としては印鑑登録証明書の提出、個人実印の押印)が必須となっている。</p> <p>法人内での利用に関わらず、公的機関が発行する個人情報を証明する書類の提出が必須であることが、法人での利用促進を阻んでいる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省情報通信政策局情報流通振興課          法務省民事局商事課          経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室</p>

7-(22)	政府統計情報の二次活用
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	統計法第34、35、36条 統計法施行令第13条 統計法施行規則第15条
要望の具体的内容	<p>行政が行う統計調査については、個表も含め個人情報保護に配慮した形で公表し、学術部門に限らず利用者自らがデータを利活用できるよう制約を緩和するべきである。個人情報保護に配慮しつつ、可能な限りローデータに近い形で提供可能とすること、提供対象を学術部門に限定せず民間部門まで拡大すること、e-Statの機能拡充により利用者がオンラインで分析を行えるようにすることにより、民間部門でのインテリジェンスが高まり、新規ビジネス検討等に役立てることができる。</p>
規制の現状と要望理由	<p>行政が行う統計調査結果については、公表内容や提供対象が限られており民間部門などで十分に利活用されていない。また統計情報の提供方法は用紙やフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクなどに限られており入手コストがかかる。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(2010年9月10日閣議決定)において、「統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。」とされているが、平成22年度中に確実に措置すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省統計局

7-(23)	自動車関連情報の利活用
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	道路運送車両法 道路交通法 自動車公正競争規約
要望の 具体的内容	<p>中古車の取引において適正な評価・購入を行い、安全性を確保できるよう、車のライフサイクルを通じた情報を車両ごとに一元管理・公表すべきである。各車両の過去のオーナー数、オーナーごとの所有期間、年間走行距離、走行距離、過去の事故情報などを一元管理・公開することにより、中古車市場の活性化、資源の有効利用、消費者の安心・安全向上が図られる。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>自動車に関する情報はライフサイクルを通じて管理されておらず、自動車の製造、販売、登録、保守、日々の利用に関わる諸情報は、複数機関に散在しており、一元管理されていない。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省自動車交通局 警察庁交通局

7-(24)	GISで管理する法規制区域の電子データ提供
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	なし
要望の具体的内容	<p>地方公共団体がGIS(※)で管理している法規制区域について、民間へ電子データ提供する。また、電子データは統一したフォーマットにする。</p> <p>※GIS(Geographic Information System)・・・地図情報システム</p>
規制の現状と要望理由	<p>地方公共団体が保有している法規制区域データの一部はWebから閲覧可能であるが、電子データの提供は行政サービスや公的機関等が行う研究目的等のみである。そのため、地方公共団体に個別確認し、企業が保有するGISシステムに手作業にて法規制区域を登録している。したがって、国・地方公共団体が保有しているGISデータを効率的に活用できていないことと、手作業で登録しているため精度が高くない。</p> <p>電子データの提供が可能となれば効率化となることと、法規制区域の精度向上により法令に抵触するかどうかについての予見可能性が高くなる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣府 国土交通省

7-(25)	戸籍の集中管理
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	戸籍法第八条 戸籍法施行規則第七条
要望の具体的内容	<p>本籍地自治体以外の場所で戸籍を管理できるようにする。ICTの活用により、どこの自治体窓口でも戸籍謄抄本および戸籍附票の交付が可能にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>通常、自分が居住する自治体以外の自治体に本籍地を有している国民は多く、遠隔地(本籍地の自治体)で管理している戸籍謄抄本および戸籍附票を入手するという行政手続には下記のような問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔地の戸籍謄抄本および戸籍附票を入手するために、わざわざ交通費と時間を費やすことはできないため、通常郵送という手段を使う。しかし、郵送時には、請求先の本籍地自治体に対して、請求書類、郵便小為替、返信用封筒、身分証明書のコピーを同封しなければならない、その準備に大きな労力がかかっている。</li> <li>・請求書類については、あらかじめ電話で問い合わせ、戸籍謄抄本や戸籍附票の通数や使用目的などを記載しなければならないが、国民にとってその内容を正しく理解することが難しい。内容が間違っていた場合には、後日先方から連絡があり、請求書を訂正したり、手数料を変更したりと大きな労力がかかる場合がある。</li> <li>・戸籍謄抄本および戸籍附票の入手には手数料を支払う必要があるが、郵送の場合手数料の支払いは郵便小為替に限られている。郵便局まで出向いて郵便小為替を購入しなければならないという不便さがある。</li> </ul>
制度の所管官庁及び担当課	法務省

7-(26)	国、自治体、独法共通の入札参加申請システムの構築
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	競争参加者の資格に関する公示
要望の具体的内容	<p>入札参加申請システムを国システムに統一し、国、自治体、独法で共通に使える基盤とするべきである。また、有効期限を3年等に延長すべきである。</p> <p>その際は、提出資料の本質的な要否を見極め、提出物の簡素化を図るべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>国、自治体、独立行政法人等における物品・役務調達に対する入札参加申請手続は、国・県単位レベルではシステム統一化が進みつつあるものの、申請システムが異なる場合は、同じ申請項目を何度も入力する必要があり、業務効率化を図ることができない。また、有効期限が各システムによって異なるため、システムごとにアプリケーションのバージョンに合わせてPC端末を用意しなければならない場合もあり、回線利用料、ICカード代、維持費等がかかっている。</p> <p>国、自治体、独法等における入札参加に求められる提出資料は多岐にわたるが、決算書のように共通の資料をデータベース化し共有することで、業者及び入札機関の事務負担を軽減すると共に紙の使用料を減少させエコに繋げることが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 国土交通省

7-(27)	金融商品取引に関わる書面の電子化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の 根拠法令	金融商品取引法第37条の3
要望の 具体的内容	<p>金融商品取引契約を締結しようとするときは、契約締結前に書面を交付しなければならないとの規定があるが、電子データでの授受などペーパーレスの手段を講ずべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>金融商品取引法導入に伴い、書面交付が増えているが、書面の保管場所に困り、ペーパーレスの流れにも反している。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁

7-(28)	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	保険業法第100条の2に基づく内閣府令第53条第1項第3号および同条第2項
要望の具体的内容	<p>保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約(以下「当該保険契約」という。)の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。</p> <p>一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献している。</p> <p>しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。</p> <p>当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図るべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

7-(29)	航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	なし
要望の具体的内容	航空機登録に関する申請は、申請に必要な書類を削減した上で、全てオンラインで出来るようにすべきである。
規制の現状と要望理由	航空機登録申請は、以前は電子申請が可能であったが、2010年3月29日をもって電子申請できなくなった。以前電子申請できた時は、添付書類を別途郵送する等の手間が発生していたため、実際の利用に結び付いていなかった。しかし、航空機を複数台所有する企業においては、月に数回程度申請の必要があり、添付書類が削減されれば、電子申請をしたいというニーズはある。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省航空局総務部監理部総務課

7-(30)	航空機用火工品輸入時の手続きの電子化・簡素化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	輸入貿易管理令第4条
要望の具体的内容	一度登録しておけば、次からは商品説明等を提出することなく、インターネットを利用して簡単に申請できるようにすべきである。
規制の現状と要望理由	航空機用火工品を輸入する際、経済産業省の輸入の承認、及び県庁の輸入の許可が必要である(1件 12,000円)。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課機械類等輸入審査班 千葉県庁商工労働部保安課

7-(31)	コンテナ型データセンターに関わる規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	建築基準法、消防法
要望の 具体的内容	<p>コンテナ型データセンターに関して、規制の緩和をし、普及を促進すべきである。建築基準法に関してはコンテナ型データセンターを適用外とし、消防法に関しては緩和をすべきである。</p> <p>センター内に短時間でも人が出入りする可能性があることから、建築基準法の対象から外せないということであれば、審査内容の簡素化及び審査期間を大幅に短縮すべきである。</p> <p>消防法に関しては、カテゴリーを統一することで、制度運用を適正化し、申請にかかる工数を削減すべきである。また、カテゴリーのレベルもより簡易な物にすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>建築基準法および消防法の規制により、現在、日本では、コンテナ型データセンターの普及が進んでいない。</p> <p>データセンター内への人の出入りはセキュリティ確保の面からも非常に限られており、定常的に人がいることを前提とした建築基準法とは前提が大きく異なる。</p> <p>また、コンテナ型データセンターは設置場所が人や建物から離れた郊外や単独施設として設置されることが多く、人や他の建築物に影響を与えることが少ない。</p> <p>現状、消防法でのカテゴリーは各自治体の判断によるため、自治体によってバラバラである。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(2010年9月10日閣議決定)において、「コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。」とされているが、早急に結論を得て、平成22年度中に確実に措置すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 総務省

7-(32)	ネット選挙の解禁
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	公職選挙法第142条～146条等
要望の 具体的内容	<p>選挙運動におけるインターネット活用(ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア等)が候補者・政党だけでなく広く有権者を含めた一般の者も可能とするような公職選挙法の抜本的な改正を行うべきである。</p> <p>将来的には住基ネットを用いて、インターネットでの投票を可能とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>公職選挙法では、頒布できる文書図画が限定されており(公職選挙法第142条等)、文書図画に該当すると解釈されているインターネットは候補者、政党、有権者等が活用することができない。今日では、生活スタイルが多様化し、情報入手の手段も多様化し、人々がそれを自らに合った形で活用することが当たり前になっている。選挙運動において、インターネットという「手段」が禁じられたままになることは、選挙に関する情報の入手及び発信の機会を国民から奪うことになり、インターネットによる日本の民主主義の前進、国民の政治参加の一層の促進が諸外国に比べてこのままでは大きく遅れてしまう。地方選挙を含めれば選挙は日常的に行われていることを考えると、このような環境を整えるため、十分なインターネット活用が可能となるような公職選挙法の抜本的な改正が必要である。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省自治行政局選挙部選挙課

7-(33)	国際標準化に向けたJIS制定手続の短縮化および英語原案の容認
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	工業標準化法 3条第1項、日本工業標準調査会規則6条、日本工業標準調査会運営規定
要望の具体的内容	<p>1. ISOやIECの国内ミラー委員会にて作成した仕様をJIS規格として制定する際の手続き期間を極端に短縮すべきである。</p> <p>2. 企業が投資して作成した仕様を、迅速に国際社会へ還元してその恩恵を受けられるように、国際提案を前提としたJIS規格については、日本語JISの英訳ではなく、最初から英語で作成することを認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現在、国際提案を前提としたJISについては、日本語のJISをもとに英訳を行っているが、双方の言語の思考の文化的背景の差が出てきて、それが要件記述の品質低下になり、ひいては国際標準として成立するハードルが高くなる危険をはらんでいる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

7-(34)	PLC(高速電力線通信)の屋外利用
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法100条 電波法施行規則第44条 無線設備規則第59条
要望の具体的内容	<p>既存周波数ユーザとの共存の為、以下の条件を付与した上で、2-30MHzの周波数帯において、PLCの屋外利用を認めるべきである。</p> <p>A.アマチュア無線利用帯域等に対するノッチの挿入。 B.軒下(のきした)設置など、設置環境に対する運用基準の導入。</p>
規制の現状と要望理由	<p>今後、急成長が見込まれるEV(電気自動車)やPHEV(プラグインハイブリッド自動車)の充電ケーブル通信によるバッテリー制御やインターネット網との接続により国民生活の利便性の向上が期待できるが、その為には屋外利用が必要である。</p> <p>日本以外の国では、屋外においてMHz帯を利用する高速PLC(高速電力線通信)の実用的な活用が開始され、特にスマートグリッド分野では、光ファイバー幹線網から電力引き込み線を利用したスマートメータ及び宅内機器の情報収集・制御に、高速PLC通信を活用する検討が進んでいる。</p> <p>現在、市場に流通している高速PLCモデムは、アマチュア無線利用帯域に対する周波数ノッチを業界自主規制で入れることで被害が出ていないことから、適切なノッチを入れることで既存周波数ユーザとの共存は技術的に十分に可能である。</p> <p>以上のように、既存周波数ユーザとの共存環境を配慮した上で、屋外利用規制緩和見直しを図ることにより、情報通信分野での国際競争力強化と国民生活の利便性向上が大いに期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

7-(35)	モバイルWiMAX移動局の技術条件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	無線設備規則第四十九条の二十八 H19-11-29総務省告示651号
要望の 具体的内容	<p>上記H19-11-29総務省告示651号の 「送信空中線の絶対利得 二デシベル以下」を 「送信空中線の絶対利得 四デシベル以下」に、 関連する注の 「絶対利得が二デシベル」を 「絶対利得が四デシベル」に緩和すべきである。 総務省の情報通信審議会情報通信技術分科会において、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件について審議が開始されたが、早急に結論を得て、平成22年度中に確実に措置すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>モバイルWiMAX(無線設備規則49条の28に規定する送信バースト長が5ミリ秒のもの)の移動局では、送信空中線利得が2dBi以下に制限されている。</p> <p>空中線利得2dBiは、ダイポールアンテナの利得より低い数値で、一般に小型の機器に組み込む空中線として設計が困難である。空中線の効率を下げる設計手法で実現する方法もあるが、設備規則20条の「空中線の利得および能率がなるべく大であること」とする考え方に反し、また受信機の感度を低下させることにもなる。</p> <p>一方、同時期に制度化されたほぼ同様のシステムである次世代PHS移動局では、設備規則および関連告示によれば、空中線利得は4dBi以下となっており、モバイルWiMAXの空中線利得も同様に4dBiとしても何ら問題ない。また、空中線利得2dBiは、日本固有の規制値である。 (WiMAXサービスを展開もしくは展開予定の国・地域の規制値は、2dBi以上)</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省